

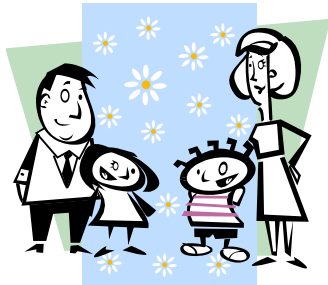
# FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

親の介護は報われない？・・・判例にみる療養看護の寄与分

平成 26年 1月号

## 脳

梗塞で倒れた母親の身の回りの世話を永らくしてきた。かつ、最後の5年間は認知症も発症、夜間も目を離せない状態で、妻も献身的に看病にあたり最後を看取った。ところが、母は、遺言を残していなかったため、兄と妹の3人での遺産分割にあたり、均等に分けることを主張している。妻の貢献に報いるためにも、多めに遺産をもらいたい、というご相談がよくあります。この場合の法的判断はどうなるのでしょうか？多めに遺産を獲得できるのかどうかの判断として「寄与分」があったかどうかの問題になります。○寄与分とは、相続人が相続財産の維持・増加にどの程度寄与したかを考慮し、相続人間の公平を保つために、「特別の寄与をした」相続人に相応の補償をする制度です。相続人が家業に従事し、隆盛に尽くしたような場合の寄与は分かりやすいですが、療養看護による寄与分はどのように認められるのでしょうか。○まず、具体的には、①療養看護が必要であったこと、②期間が相当長期間に及んでいること、③内容がかなりの負担を要するものであったこと等が要件となります。寄与分は相続人にしか認められず、親族間の扶養義務・互助義務の範囲内の通常期待される程度の貢献では評価されません。



○では、争いとなった場合、裁判所がどのように判断するのかをみてみますと、①親の認知症が進行してから死亡するま

での10年間、常に付き添って療養看護に尽くした相続人に対し、同居の親族の扶養義務をはるかに超えているものとし、前半の6年間については付添婦の賃金の基本料金、後半の4年間については時間外手当を加えた金額を算出し、合計額の60%に当たる1182万円を寄与分として認めた事例(盛岡家裁:S61.4. 11)  
②2年半にわたって親を引き取り、入退院を繰り返すようになった親の日常の世話はもとより、入退院時の付き添いなどの療養看護に務めた長女に300万円の寄与分を認めた事例(広島高裁:H6. 3.8)  
③親が高血圧症、心臓病の悪化により寝たきりとなり、長男の妻が排せつの世話を始め、ほとんど付きっきりで献身的に付き添い看護したことは、通常の扶助の範囲を超えておると認めるが、妻の寄与は相続人である長男の補助者ないし代行者としてなされたものであるから、長男の寄与分として、死亡直前の6ヶ月間は月額9万円、それ以前の22ヶ月間は月額3万円が通常の扶助を超える部分の評価であるとして、相続財産851万円に対し、120万円を寄与分として認めた事例(神戸家裁豊岡支部:H4. 12.28)  
④寄与分の申し立てをした次女の療養看護につき、他の相続人(姉妹)と比較して、法定相続分による配分割合を大幅に変更しなければ公平に反するというような事実は認められないとして申し立てを却下した事例(東京高裁八王子支部:H15. 7.15)があります。判例にバラツキはありますが、驚くほど高い通常の扶養義務を課し、看護をした人に対する評価が低いように思います。扶養義務を果たすのが相続人の当然の務めとすれば、果たさない相続人はマイナス評価し、そのマイナス部分は療養看護した相続人に加算するのが公平ではないかと考えますが・・・。